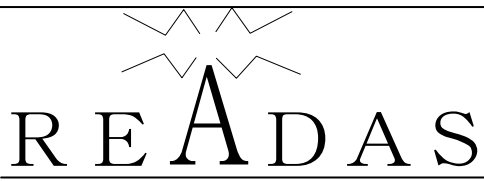


第 5703 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月 1日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 源泉徴収事務の改正

Q：平成29年度の税制改正で、配偶者控除等の見直しがされましたが、源泉徴収はどのようなになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年度の税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、いわゆる103万円の壁が150万円に引き上げられるとともに、居住者の合計所得金額を1,000万円とする所得制限が設定され、居住者の合計所得と配偶者の合計所得の金額によって控除額が決まるというものに改正されました。

改正では、配偶者控除等の対象となる控除対象配偶者を「同一生計配偶者」とし、同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者を「控除対象配偶者」として定められ、さらに、合計所得金額が900万円以下の居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が85万円以下である者を「源泉控除対象配偶者」として定義付けされました。

これに伴って、源泉徴収事務も見直され、月々の源泉徴収事務については、居住者の合計所得金額が900万円以下の源泉控除対象配偶者だけとされ、居住者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の控除対象配偶者については、年末調整又は確定申告において配偶者控除の適用を受けることになります。

